

# 山梨県公報

第二百八十九号

令和四年

六月二日

木曜日

## 目次

### 告示

- 家畜伝染病の発生……………二九三
- 令和四年度地籍調査事業計画の決定……………二九三
- 土地改良区の定款の一部変更の認可……………二九三
- 道路の区域変更……………二九三
- 道路の供用開始……………二九四
- 国土調査の成果の認証……………二九四
- 土地改良区役員の退任及び就任……………二九四
- 一般競争入札について……………二九五
- 教育委員会……………二九五
- 令和五年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について……………二九七
- 令和五年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項について……………三〇〇
- 令和五年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について……………三〇二
- 落札者の決定について……………三〇三
- 公安委員会……………三〇三
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………三〇三
- その他……………三〇三
- 山梨県労働委員会運営規程の一部を改正する訓令……………三〇九

## 告示

### 山梨県告示第百二十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和四年六月二日

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	二	富士河口湖町	令和四年五月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 山梨県告示第百二十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により令和四年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

令和四年六月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 調査を行う者の名称 甲府市、山梨市、甲斐市、甲州市、市川三郷町、早川町及び身延町
- 調査地域 甲府市平瀬町及び帯那、山梨市三富川浦、甲斐市吉沢、甲州市塩山下小田原、西八代郡市川三郷町大塚、南巨摩郡早川町高住並びに南巨摩郡身延町市之瀬、北川、小田船原、相又、下田原及び伊沼の各一部
- 調査期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

### 山梨県告示第百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年五月二十四日四ヶ村堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和四年六月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 山梨県告示第百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年六月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和四年六月二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 道路の種類 県道

- 二 路線名 県民の森公園線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南アルプス市下市之瀬字工原一六一〇番一 地先から 南アルプス市下市之瀬字工原一六〇六番三 三地先まで	九・七 二四・九	八・七 二三・九	五一・四	五一・四

山梨県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和四年六月二十三日まで一般の縦覧に供する。

令和四年六月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	県民の森公園線	南アルプス市下市之瀬字工原一六一〇番一 地先から 南アルプス市下市之瀬字工原一六〇六番三 三地先まで	六八・〇	令和四年六月二日

公 告

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり

り国土調査の成果を認証した。  
令和四年六月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 身延町
- 二 調査を行った時期 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡身延町大字大城の一部
- 五 認証年月日 令和四年五月二十三日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、新府土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
令和四年六月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	山本建澄	韮崎市中田町中條四千六百四十四番地	令和四年四月十四日
同	広瀬勝典	同	同
同	神谷昇次	同	同
同	新藤栄一	同	同
同	保阪初男	同	同
同	保阪進	同	同



山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 情報処理実習装置

(二) 数量 三式

2 調達をする物品等の仕様等 個別入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和四年十二月二十八日

4 納入場所 個別入札説明書で定める場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。  
(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 令和四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和四年山梨県告示第五十号）に定める競争入札の参加資格（「情報機器」又は「通信機器」の購入に係るものに限る。）を有してい

る者であること。なお、当該参加資格を有していない者については、同告示の二の資格審査の申請の方法により、令和四年六月十日（金）までに所定の物品等競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上で添付書類とともに提出し、令和四年七月一日（金）までに当該参加資格を有すると認められた者であること。

四 入札手続等  
1 共通入札説明書及び個別入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所等 次に掲げる場所で行うほか、山梨県公式ウェブサイトからダウンロードすることもできる。  
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課  
2 一般競争入札の参加資格の確認 共通入札説明書及び個別入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。  
3 入札及び開札の日時及び場所  
(一) 日時 令和四年七月十二日（火）午後二時  
(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室  
4 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。  
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。  
(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。  
(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第六百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。  
(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。  
(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び共通入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。  
5 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二項の規定により、免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、共通入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 4 契約の締結 落札の日から七日以内に締結する。
  - 5 違約金の有無 有
  - 6 最低制限価格の有無 無
  - 7 前払金の有無 無
  - 8 その他
    - (一) 詳細は、共通入札説明書及び個別入札説明書による。
    - (二) 問合せ先 山梨県出納局管理課(電話〇五五―二二三―二九九)
- ※ Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured:  
Information Processing Training Equipment and Software (3 sets)
  - 2 Date and time for tender: 2:00PM July 12, 2022
  - 3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamamashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamamashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1395

## 教育委員会

● 令和五年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について  
令和五年度における山梨県立高等学校及び甲府市立甲府商業高等学校(以下「高等学校」という。)の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の入学者選抜の基本事項について、次のとおり定める。

なお、北杜市立甲陵高等学校の入学者選抜については、別途北杜市教育委員会が定める。

令和四年六月二日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

- I 全日制の課程における前期募集
- 一 実施校 すべての高等学校、学科において前期募集を実施する。
  - 二 募集人員 前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が別に定める。
    - 1 普通科については、募集定員の四〇%以内
    - 2 理数科、文理科、英語理数科、探究科(以下「専門教育学科」という。)については、募集定員の四〇%以内
    - 3 職業に関する学科については、募集定員の五〇%以内

- 4 総合学科については、募集定員の五〇%以内
  - 三 出願資格 前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。
    - 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を令和五年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者
    - 2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校長が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者
  - 四 出願の制限 出願は、一人一校、一学科に限る。
  - 五 出願期間 令和五年一月十九日(木)(一括受付)、同月二十日(金)の午前九時から午後四時まで及び同月二十三日(月)の午前九時から正午までとする。
  - 六 検査
    - 1 検査方法 面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、特色・適性検査、特技、個性表現のいずれか(複数可)を併せて実施する。
    - 2 検査期日 令和五年二月一日(水)及び同月二日(木)
  - 七 選抜方法 各高等学校長が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書、学習活動及び生活状況に関する所見、面接及び各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。
  - 八 入学許可予定者の内定 各高等学校長は、令和五年二月九日(木)に中学校長に、校長あての前期募集選抜結果内定通知書及び受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。ただし、中学校長が郵便等による交付を希望する場合には、事前に依頼することとする。
  - 九 入学許可予定者の発表 全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。
  - 十 全国からの募集 職業に関する学科、総合学科のうち北杜高等学校、韮崎工業高等学校、甲府工業高等学校、農林高等学校、甲府商業高等学校では、全国募集を実施する。入試の内容や詳細については、各実施校の募集要項に定める。
- II 全日制の課程における後期募集
- 一 募集人員 後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。
  - 二 出願資格 後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。
    - 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和五年三月に卒業する見込みの者
    - 2 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和五年三月に修了する見込みの者
    - 3 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は令和五年三月に修了する見込みの者

- 4 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和五年三月に修了する見込みの者
- 5 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者
- 6 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者

### 三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
- 2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。
- 3 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。
- 4 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上が設置されている場合、次に示す学科間で第二希望まで志望順位を付けることができる。
  - ・普通科と専門教育学科
  - ・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
  - ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科
  - ・青洲高等学校の各学科
- 5 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。
- 四 出願期間 令和五年二月十七日(金) (一括受付)、同月二十日(月)の午前九時から午後四時まで及び同月二十一日(火)の午前九時から正午までとする。
- 五 学力検査
  - 1 検査教科及び配点
    - ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語(リスニング検査を含む。)の五教科とする。
    - イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。
  - 2 検査期日 令和五年三月三日(金)
  - 3 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

### 六 追検査

- 1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者
- 2 検査方法 学力検査を実施する。検査教科、配点及び検査時間は、後期募集の学力検査に準ずる。
- 3 検査期日 令和五年三月七日(火)
- 七 選抜方法
  - 1 調査書の記録及び学力検査又は追検査の成績を総合判定し、選抜する。
  - 2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査又は追検査の成績を同等に扱う。
- 八 入学許可予定者の発表 令和五年三月十日(金)

### Ⅲ 全日制の課程における再募集

- 一 実施校及び募集人員 入学者選抜の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。募集人員は教育委員会が別に定める。
- 二 出願資格 再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者(病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。)で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。

### 三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
- 2 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部の再募集と併願することもできない。
- 3 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上があり、二学科以上で募集を実施している場合、次に示す学科間で第二希望まで志望順位を付けることができる。
  - ・普通科と専門教育学科
  - ・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
  - ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科
  - ・青洲高等学校の各学科
- 4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に二つ以上で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。
- 四 出願期間 令和五年三月十日(金)の午後一時から午後四時まで、同月十三日

(月)の午前九時から午後四時まで及び同月十四日(火)の午前九時から正午までとする。

## 五 検査

1 検査方法 面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。

2 検査期日 令和五年三月十五日(水)

六 選抜方法 学力検査又は追検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たつての学力検査又は作文の成績並びに再募集に当たつて実施する面接の結果を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表 令和五年三月十七日(金)

## IV 定時制の課程における入学者選抜

一 募集人員 募集人員は教育委員会が別に定める。

二 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。

3 全日制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。

4 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間 令和五年二月十七日(金)(一括受付)、同月二十日(月)の午前九時から午後四時まで及び同月二十一日(火)の午前九時から正午までとする。

## 五 検査

1 検査方法 学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語(リスニング検査を含む)の五教科とする。

イ 配点は、各検査教科百点とする。

3 検査期日 令和五年三月三日(金)及び同月四日(土)

4 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

## 六 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、学力検査又は面接、あるいはその両方を欠席した者

2 検査方法 学力検査及び面接を実施する。学力検査の検査教科、配点及び検査時間は、定時制募集の学力検査に準ずる。

3 検査期日 令和五年三月七日(火)

七 選抜方法 調査書の記録、学力検査又は追検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の発表 令和五年三月十日(金)

## V 定時制の課程における再募集

一 実施校及び募集人員 定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。募集人員は教育委員会が別に定める。

二 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することはできない。なお、全日制の課程及び特別支援学校高等部における再募集に出願した者は、その入学許可予定者の発表があるまで出願することはできない。

3 通信制の課程と併願することはできない。

4 中央高等学校が二つ以上の学科・部で募集を実施している場合、志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間 令和五年三月十五日(水)、同月十六日(木)、同月十七日(金)の午前九時から午後四時まで及び同月二十日(月)の午前九時から正午までとする。

## 五 検査

1 検査方法 再募集に当たつての学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科 検査教科は、国語、数学及び英語の三教科とする。

3 検査期日 令和五年三月二十二日(水)

六 選抜方法 調査書の記録、再募集に当たつての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表 令和五年三月二十四日(金)

## VI 通信制の課程における入学者選抜

一 実施校 中央高等学校の普通科及び衛生看護科

二 募集人員 募集人員は教育委員会が別に定める。

三 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずるほか、山梨県内に住所を有する者であること。衛生看護科については、さらに甲府看護専門学校看護学科の在

学者、卒業者又は入学許可予定者に限る。

四 出願の制限

1 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部と併願することはできない。

2 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することができない。

五 出願期間

第一期 令和五年三月九日(木)、同月十三日(月)及び同月十四日(火)の午前九時から午後四時までとする。

第二期 令和五年三月二十日(月)、同月二十三日(木)及び同月二十七日(月)の午前九時から午後四時までとする。

六 検査

1 検査方法 面接、作文及び筆記検査を実施する。

2 検査期日 面接は出願時に行う。次の第一期、第二期検査期日に、作文及び筆記検査を行う。

第一期出願期間の出願者を対象とする第一期検査 令和五年三月十五日(水)

第二期出願期間の出願者を対象とする第二期検査 令和五年三月二十八日(火)

七 選抜方法 調査書の記録、面接、作文及び筆記検査の成績を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の発表 第一期検査受検者については令和五年三月十七日(金)付けで、第二期検査受検者については令和五年四月三日(月)付けで通知する。

VII 実施要項 詳細については、教育委員会が別に定める「令和五年度山梨県公立高等学校入学選抜実施要項」による。

VIII 新型コロナウイルス感染症への対応による特別日程への移行 新型コロナウイルス感染症への対応による特別日程への移行については、「令和五年度山梨県公立高等学校入学選抜実施要項」において定める。

● 令和五年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学選抜の基本事項について

令和五年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学選抜の基本事項について、次のとおり定める。

令和四年六月二日

山梨県教育委員会

I 募集定員 二十名程度とする。また、選抜毎の募集人員は次のとおりとする。 教育長 手 島 俊 樹

推薦募集	二十名程度	機械系コース	十五名程度
	電子系コース	五名程度	
一般募集	若干名(ただし、推薦募集の結果、入学許可予定者が二十名に満たない場合、その満たない人数を合わせて募集することができる。)		

II 推薦募集

一 出願資格

1 推薦A 次のすべてを満たす者とする。

(一) 本専攻科が指定する山梨県内の高等学校を令和五年三月に卒業見込みの者

(二) 高等学校学習指導要領(平成二十一年三月告示)の教科工業に関する科目のうち、「別表一」に示す科目を二十五単位以上修得見込みの者

(三) 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

(四) 学習意欲が高く、本専攻科の目的を理解し、入学後も本専攻科の中心となつて活躍できる生徒として高等学校長が推薦する者

(五) 推薦募集において入学許可予定者となった場合は、入学を確約できる者

2 推薦B 次のすべてを満たす者とする。

(一) 山梨県立甲府工業高等学校を令和五年三月に卒業見込みの者

(二) 高等学校学習指導要領(平成二十一年三月告示)の教科工業に関する科目のうち、「別表一」に示す科目を二十五単位以上修得見込みの者

(三) 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

(四) 学習意欲が高く、本専攻科の目的を理解し、入学後も本専攻科の中心となつて活躍できる生徒として甲府工業高等学校長が認める者

(五) 推薦募集において入学許可予定者となった場合は、入学を確約できる者

二 出願期間 令和四年九月二十六日(月)から十月三日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後四時まで及び十月四日(火)の午前九時から正午まで

三 検査

1 検査方法 検査方法は次のとおりとする。

(一) 面接

(二) 実技検査 次の(1)から(3)のいずれかを選択して実施する。ただし「別表二」に示す技能検定等取得者は免除とする。

(1) 機械系実技検査(機械加工部品の測定)

(2) 電気系実技検査(電気工事)

(3) 電子系実技検査(電子回路の組立)

2 検査期日 令和四年十月十四日(金)

四 選抜方法 調査書の記録、志願理由書、面接、実技検査、「別表二」に示す技能検定等の取得の成績を総合判定し、選抜する。

五 入学許可予定者の発表 令和四年十月二十日(木)

### III 一般募集

#### 一 出願資格

1 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和五年三月卒業見込みの者で、次の条件をいずれも満たす者とする。

(一) 高等学校学習指導要領(平成二十一年三月告示)の教科工業に関する科目のうち、「別表一」に示す科目を二十五単位以上修得または修得見込みの者

(二) 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

2 大学等を卒業した者又は中途退学した者で、次の条件をいずれも満たす者とする。

(一) 1の(一)と同等であると甲府工業高等学校長が認めた者

(二) 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

二 出願期間 令和五年一月十日(火)から同月十七日(火)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後四時まで及び同月十八日(水)の午前九時から正午まで

### 三 検査

1 検査方法 検査方法は次のとおりとする。

#### (一) 面接

(二) 実技検査 次の(1)から(3)のいずれかを選択して実施する。ただし「別表二」に示す技能検定等取得者は実技検査を免除とする。

(1) 機械系実技検査(機械加工部品の測定)

(2) 電気系実技検査(電気工事)

(3) 電子系実技検査(電子回路の組立)

#### (三) 筆記検査

数学 「数学I」

教科工業に関する科目 「情報技術基礎」「機械工作」「機械設計」「電気

基礎」「電子情報技術」「ハードウェア技術」

2 検査期日 令和五年一月二十八日(土)

四 選抜方法 調査書の記録、面接、実技検査、筆記検査の成績を総合判定し、選抜する。

五 入学許可予定者の発表 令和五年二月三日(金)

六 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 三の「1 検査方法」に準ずる。

3 検査期日 令和五年一月三十日(月)から二月十八日(土)までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和五年二月二十四日(金)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和五年二月二十四日(金)より前に発表を行うことがある。

### IV 再募集

一 実施及び募集人員 推薦募集及び一般募集の入学者選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。再募集の募集人員は、募集定員から推薦募集及び一般募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

二 出願資格 一般募集に準ずる。

三 出願期間 令和五年二月二十七日(月)から三月二日(木)の午前九時から午後四時まで

### 四 検査

1 検査方法 一般募集に準ずる。

2 検査期日 令和五年三月四日(土)

五 選抜方法 一般募集に準ずる。

六 入学許可予定者の発表 令和五年三月九日(木)

V 実施要項 詳細については、別に定める「令和五年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜実施要項」による。

### 別表一

工業技術基礎	課題研究	実習	製図	工業数理基礎	情報技術基礎	材料技術基礎
生産システム技術	工業技術英語	工業管理技術	環境工学基礎	機械		
機械設計	原動機	電子機械	電子機械応用	自動車工学	自動車整備	

電気基礎 電気機器 電力技術 電子技術 電子回路 電子計測制御 通信技術  
電子情報技術 プログラミング技術 ハードウェア技術 ソフトウェア技術  
コンピュータシステム技術

別表二

金属熱処理三級以上 機械加工三級以上 仕上げ（機械組立仕上げ作業）三級以上 機械検査三級以上 機械保全三級以上 電子機器組立て三級以上 電気機器組立て三級以上 プリント配線板製造三級以上 貴金属装身具製作三級以上  
第二種電気工事士以上

● 令和五年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について  
令和五年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について、次のとおり定める。

令和四年六月二日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

I 募集定員 募集定員は、三十名とする。

II 一次募集

- 一 募集人員 募集人員は、募集定員のうち、教育委員会が別に定める。
- 二 出願資格 次の条件のいずれかを満たす者とする。
  - 1 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和五年三月卒業見込みの者
  - 2 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格試験）に合格した者
  - 3 出願期間 令和四年九月六日（火）から同月十六日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び同月二十日（火）の午前九時から正午まで
- 四 検査
  - 1 検査方法 書類審査及び面接
  - 2 検査期日 令和四年九月二十四日（土）
- 五 選抜方法 書類審査及び面接の結果を総合判定し、選抜する。
- 六 入学許可予定者の発表 令和四年九月二十九日（木）
- 七 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 IIの「五 選抜方法」に準ずる。

3 検査期日 令和四年九月二十五日（日）から十月十五日（土）までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和四年十月十七日（月）。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和四年十月十七日（月）より前に発表を行うことがある。

III 二次募集

一 実施及び募集人員 一次募集選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、二次募集を実施する。二次募集の募集人員は、募集定員から一次募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

二 出願資格 一次募集に準ずる。

三 出願期間 令和四年十一月九日（水）から同月二十一日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（火）の午前九時から正午まで

四 検査

1 検査方法 書類審査及び面接

2 検査期日 令和四年十一月二十六日（土）

五 選抜方法 書類審査及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

六 入学許可予定者の発表 令和四年十二月一日（木）

七 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 IIIの「五 選抜方法」に準ずる。

3 検査期日 令和四年十一月二十七日（日）から十二月十七日（土）までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和四年十二月十九日（月）。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和四年十二月十九日（月）より前に発表を行うことがある。

IV 三次募集

一 実施及び募集人員 一次募集選抜及び二次募集選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、三次募集を実施する。三次募集の募集人員は、募集定員から一次募集及び二次募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会

が別に定める。

- 二 出願資格 一次募集検査に準ずる。
- 三 出願期間 令和五年一月十二日(木)から同月二十四日(火)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後四時まで及び同月二十五日(水)の午前九時から正午まで

四 検査

- 1 検査方法 書類審査及び面接
- 2 検査期日 令和五年一月二十八日(土)
- 5 選抜方法 書類審査及び面接の結果を総合判定し、選抜する。
- 六 入学許可予定者の発表 令和五年二月二日(木)
- 七 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 IVの「五 選抜方法」に準ずる。

3 検査期日 令和五年一月二十九日(日)から二月十八日(土)までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和五年二月二十日(月)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和五年二月二十日(月)より前に発表を行うことがある。

V 実施要項 詳細については、別に定める「令和五年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学選抜実施要項」による。

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年六月二日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

一 落札に係る役務の名称及び数量

(一) 名称 県立学校におけるICT支援員業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県教育庁総務課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年三月二十五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
  - (一) 名称 株式会社フォネット
  - (二) 住所 山梨県甲府市下石田二丁目十番六号
- 五 落札金額 六千六百五十二万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和四年三月七日

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五十二号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

令和四年六月二日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

別表第一中

三九九	甲府市上菅根町一、一一三番地の丁字路交差点)	白井町入口	令和三年二月九日告示第一三九号
-----	------------------------	-------	-----------------

を

三九九	甲府市上菅根町一、一一三番地の丁字路交差点)	白井町入口	令和三年二月九日告示第一三九号
四〇〇	甲府市国玉町八八五番地先(市道同士の丁字路交差点)	玉諸小学校西	令和四年六月二日告示第五二号
四〇一	甲府市国玉町一一五番地先(国道四一一号と市道との丁字路交差点)	玉諸神社北東	令和四年六月二日告示第五二号

に、

一八四	南アルプス市桃園七五〇番地先 (主要地方道南アルプス中 央線と市道との十字路交差点)	桃園西	令和四年一月二〇日 告示第二号
-----	--	-----	--------------------

を

一八四	南アルプス市桃園七五〇番地先 (主要地方道南アルプス中 央線と市道との十字路交差点)	桃園西	令和四年一月二〇日 告示第二号
一八五	南アルプス市桃園六八一番地一 先(市道同士の十字路交差点)	桃園神社西	令和四年六月二日 告示第五二号

に、

二二二	甲斐市竜王三三八番地二先(市 道同士の十字路交差点)	赤坂台総合公 園西	令和四年一月二〇日 告示第二号
-----	-------------------------------	--------------	--------------------

を

二二二	甲斐市竜王三三八番地二先(市 道同士の十字路交差点)	赤坂台総合公 園西	令和四年一月二〇日 告示第二号
二二二	南アルプス市南割線と県道甘 利山公園線との十字路交差点)	甘利山入口東	令和四年六月二日 告示第五二号

に改める。  
別表第四の六二六の項の次に次のように加える。

六二七	市道	甲府市和戸町三四三番地一三先(市道同士の十字路交差点)から甲府市和戸町三四七番地一先(国道四七号と市道との十字路交差点)まで(一〇〇メートル)	車両(軽車輪を除く)	午前七時から午後三時	甲府	令和四年六月二日 告示第五二号
-----	----	---	------------	------------	----	--------------------

別表第十の八〇八の項を次のように改める。

八〇八	削除	鰍沢	令和四年六月二日 告示第五二号
-----	----	----	--------------------

別表第十の一、七九八の項を次のように改める。

一、七九八	県道愛宕山公園線	甲府市大手二丁目四番二三号先	四	甲府	令和四年六月二日 告示第五二号
-------	----------	----------------	---	----	--------------------

別表第十の二、三八六の項を次のように改める。

二、三八六	町道	南巨摩郡富士川町長澤九三番地先	三	鰍沢	令和四年六月二日 告示第五二号
-------	----	-----------------	---	----	--------------------

別表第十の二、五七四の項を次のように改める。

二、五七四	国道二〇号	北杜市白州町白須二八八番地一先	一	北杜	令和四年六月二日 告示第五二号
-------	-------	-----------------	---	----	--------------------

別表第十の二、六二〇の項を次のように改める。

二、六二〇	国道一四〇号	甲府市桜井町三三五番地先	二	甲府	令和四年六月二日 告示第五二号
-------	--------	--------------	---	----	--------------------

別表第十の二、八二〇の項を次のように改める。

二、八二〇	主要地方道甲府市川三郷線	中巨摩郡昭和町押越一、〇七五番地先	三	南甲府	令和四年六月二日 告示第五二号
-------	--------------	-------------------	---	-----	--------------------

別表第十の三、五八三の項を次のように改める。

三、五八三	市道	南アルプス市飯野二、五〇二番地三先	二	南アルプス	令和四年六月二日 告示第五二号
-------	----	-------------------	---	-------	--------------------

別表第十の三、九八四の項を次のように改める。

三、九八四	県道鶯一	笛吹市境川町藤笹二、二九二番	二	笛吹	令和四年六月二日
-------	------	----------------	---	----	----------

宿上曾根線	地一先		日 告示第五二号
-------	-----	--	-------------

別表第十の四、七二四の項を次のように改める。

四、七二四	県道山中湖忍野富士吉田線	南都留郡忍野村内野二七二番地先	二	富士吉田	日 告示第五二号
-------	--------------	-----------------	---	------	-------------

別表第十の五、一二四の項を次のように改める。

五、一二四	市道	甲府市国玉町八八五番地先	二	南府甲	日 告示第五二号
-------	----	--------------	---	-----	-------------

別表第十の五、三三二九の項を次のように改める。

五、三三二九	八ヶ岳南広域農道	北杜市長坂町長坂上条一、五一一番地一先	二	北杜	日 告示第五二号
--------	----------	---------------------	---	----	-------------

別表第十の五、六五四の項の次に次のように加える。

五、六五五	市道	甲府市富士見一丁目二番一二号先	一	甲府	日 告示第五二号
五、六五六	市道	中央市下三條六六八番地二先	一	南府甲	日 告示第五二号
五、六五七	市道	甲府市蓬沢町一、一四六番地先	一	南府甲	日 告示第五二号
五、六五八	国道四一―号	甲府市国玉町一一五番地先	三	南府甲	日 告示第五二号
五、六五九	主要地方道南アルプス	南アルプス市加賀美二、六三四番地先	一	南アルプス	日 告示第五二号
五、六六〇	市道	南アルプス市桃園六八一番地一	三	南アルプス	日 告示第五二号

先	南アルプス市平岡一、九四七番地一四先	南アルプス	日 告示第五二号
---	--------------------	-------	-------------

五、六六一 市道

五、六六二	市道	甲斐市竜王七六三番地一先	一	甲斐	日 告示第五二号
-------	----	--------------	---	----	-------------

五、六六三 市道

五、六六四	市道	甲斐市龍岡町下條南割一、六九六番地二先	一	甲斐	日 告示第五二号
-------	----	---------------------	---	----	-------------

五、六六五 市道

五、六六六	主要地方道長坂高根線	北杜市高根町村山東割二、〇三三番地二先	一	北杜	日 告示第五二号
-------	------------	---------------------	---	----	-------------

五、六六七 市道

五、六六八	市道	北杜市武川町牧原一、三五〇番地一先	一	北杜	日 告示第五二号
-------	----	-------------------	---	----	-------------

五、六六九 主要地方道増富線

五、六七〇	市道	北杜市明野町上手五、六三一番地一先	一	北杜	日 告示第五二号
-------	----	-------------------	---	----	-------------

五、六七一 市道

五、六七二	市道	北杜市須玉町大豆生田一、二二〇番地二先	一	北杜	日 告示第五二号
-------	----	---------------------	---	----	-------------

五、六七二 市道

五、六七二	市道	北杜市白州町白須二、八八〇番地三先	一	北杜	日 告示第五二号
-------	----	-------------------	---	----	-------------

五、六八四	五、六八三	五、六八二	五、六八一	五、六八〇	五、六七九	五、六七八	五、六七七	五、六七六	五、六七五	五、六七四	五、六七三
市道	県道山梨市停車場線	市道	市道	市道	主要地 府道山梨線	市道	市道	国道五二号	主要地 方道富士川身延線	主要地 方道市川三郷身延線	富士川西部広域農道
先	山梨市一町田中九四六番地先	山梨市小原西一九〇番地一〇先	山梨市下石森一、一八〇番地先	甲州市塩山下塩後七一〇番地先	山梨市江曾原四三七番地一先	先	笛吹市石和町中川三六九番地先	南巨摩郡身延町八日市場六七九番地先	南巨摩郡南部町内船八、一三一番地一先	南巨摩郡身延町車田一、一六四番地先	南巨摩郡富士川町春米一、七五七番地先
一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一
部下	部下	部下	部下	部下	部下	笛吹	笛吹	南部	南部	南部	鰍沢
告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号

五、六八五	五、六八四	五、六八三	五、六八二	五、六八一	五、六八〇
県道山勝沼線	市道	市道	市道	市道	市道
甲州市塩山上於曾一、七一九番地一先	山梨市上石森七〇一番地先	都留市法能八〇〇番地一八先	上野原市秋山九、四五一番地先	北都留郡小菅村三、五〇〇番地一先	
一	一	一	一	一	一
部下	部下	部下	部下	部下	部下
令和四年六月二日告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号	令和四年六月二日告示第五二二号

別表第十四の一、〇四四の項を次のように改める。

一、〇四四	市道	東割市龍岡町下條一、五〇七番地先（主要地方道）	車両（けん引）	甲斐	令和四年六月二日告示第五二二号
二、五〇〇		地崎南アルプス富	けん引	南アルプス	六月二日告示第五二二号
三、五〇〇		土川線と市道との	けん引	スル	六月二日告示第五二二号
四、〇〇〇		十字路交差点）か	けん引		
五、〇〇〇		ら南アルプス市野	けん引		
六、〇〇〇		牛島七九二番地先	けん引		
七、〇〇〇		堀切橋南詰交差点）	けん引		

別表第十四の一、五七六の項を次のように改める。

一、五七六	八ヶ岳南広域農道	北杜市長坂町上黒澤五二三番地一先	車両（けん引）	北杜	令和四年六月二日告示第五二二号
二、五七六		道と市道との十字	けん引		
三、五七六		路交差点）から北	けん引		
四、五七六		杜市高根町箕輪二	けん引		
五、五七六		クライムガルデン	けん引		
六、五七六		入口交差点）まで	けん引		

別表第十四の一、七七五の項の次に次のように加える。

一、七	八〇、七	七、七	七、七	七、七	七、七
市道	農南八ヶ岳 道広域	市道	市道	市道	町道
北杜市須玉町大豆	側交と八五五北地北上北 差市ヶ二市交先条杜 点道岳三長差(略六三 まの南番坂(農六三 の広地町上か試六三 字農先黒ら験六三 路道(澤北場番坂	側交市、杜路線三北 差道八市交と(県)杜 点同七市大差市道〇市 まの番〇泉町と坂二大 の字地十番町から十淵地 路先戸二北字沢先	〓士番下差道六甲 まの地今井)同七斐 の十字一から十番市 路先二九甲の字地先 交(市九三斐市下今 差道三三斐市下今 点同六六市路(井一、	の字先新(富九、甲斐 両路(田から竹二市 側交市四甲新五市富 差道五七斐市富竹 点同七七市市富竹 まの士番地交地新 で丁八点士番地交地新	の字先条中宇先条中 両路(二、摩交町(四、 側交町、郡差同八三昭 差道同八昭点同八三昭 点士八和点士八和 まの番和点番和 で十西のの十西
三、七六〇	三、四三〇	四四五	六二〇	七四〇	四六五
車両(	除②け原車 く③ん付 を引・	く③け車 をん引 除引)	く③け車 をん引 除引)	く③け車 をん引 除引)	く③け車 をん引 除引)
四〇	四〇	三〇	三〇	三〇	三〇
北杜	北杜	北杜	甲斐	甲斐	府南甲
令和四年	令和四年 六月二日 告示第五号	令和四年 六月二日 告示第五号	令和四年 六月二日 告示第五号	令和四年 六月二日 告示第五号	令和四年 六月二日 告示第五号

別表第十四の二の二の項の次に次のように加える。

二三	町線連県 道湖道四 尾	八三	八二、七	八一
公地六郷八交同地五郷八本番市郡切先門三西 園一、町代差士三、町代踏地川市(三郷八 北先〇市郡点の先〇市郡切一大川、七〇町代 交(四川市、丁(五川市、先門三西軒〇市郡 差市八大川、字町二大川、(七郷八町番川 点川番門三西路道番門三西坂二町代踏地大川	で丁窪番牧差六山梨 の字平地丘点)九梨 両路線先町)から牧丘 側交と(窪か地先町集 差市県平三山(集 点)道道山九梨集 まの平八市交七	両路道(池ら校地西北杜 側交と八七北入先割市 差市ヶ四杜口(二、高 点)道岳〇市交高差根一 まの広域二町小〇村 の字農先小か学番山	点)道ヶ八町(大二 まの岳番上ら豆一 の字農一北生一 路道先、市交番地 側交と(茅九明差	
四〇、六	三二七	八六〇	二、三三〇	
除③ん(車 くを引け 両	除②け原 く③ん付 を引・	く③け車 をん引 除引)	く③け車 をん引 除引)	除②け原 く③ん付 を引・
三〇	三〇	三〇	三〇	
鰍沢		部日下	北杜	
令和四年 六月二日 告示第五号	令和四年 六月二日 告示第五号	令和四年 六月二日 告示第五号	令和四年 六月二日 告示第五号	令和四年 六月二日 告示第五号



停車場 線	下平井一三六番地三先（県道石和 温泉停車場線と市道とのY字路交 差点）までの西側歩道（三二〇メ ートル）

その他

山梨県労働委員会訓令第一号

労働委員会事務局

山梨県労働委員会運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年六月二日

山梨県労働委員会

会長 小野正毅

山梨県労働委員会運営規程の一部を改正する訓令

山梨県労働委員会運営規程（平成十二年山梨県地方労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第十三条第二項中「事務局次長補佐」の下に「（当該職が置かれない場合  
にあつては、事務局次長の指定する職員）」を加える。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番